広報 あびこ

第333号
昭和46年12月1日

発行所
千葉県我孫子市役所
千葉県我孫子市我孫子1858番地
電話 あびこ (0471) 82-1151(大代表)
昭和34年7月30日 第三種郵便物許可
発行日 毎月 1日・16日・1部 2円

◆◆ 納税のお願い ◆◆

固定資産税
都市計画税 の3期分です

今月の出張徴収は 次のとおり行ないます。
日時……12月27日(月) 午前9：30～午後4：00
場所……興陽寺・福祉センター

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正

戦傷病者、戦没者、遺族等援護法等が十月一日から一部改正されましたので、その要点をおしらせします。

障害年金について

(イ) 軍人、軍属の事変地、戦地におけるおなじ公務傷病に係る障害年金の支給対象を第五款症まで拡大する。

(ロ) 昭和十六年十二月八日以後の本邦等（本邦、樺太、千島、朝鮮、満州、台湾）において、勤務に関連して傷病にかかり、これにより現に不具癈疾の状態（第五款症以上）にある軍人（文官）軍属又は準軍属に障害年金を支給する。

遺族年金等について

(イ) 日華事変中（昭和十二年七月七日～昭和十六年十二月七日）に本邦等において勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した軍人又は準軍人の遺族に対し遺族年金支給する。

(ロ) 昭和十六年十二月八日以後の本邦等において勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した軍人（文官）軍属又は準軍属（被徴用者等を除く）の遺族年金を支給する。

(ハ) 軍人恩給復活（昭和二十八年八月一日）の際に六十才未満であった軍人の父母、祖父母であって、その後恩給法の扶養加給の対象となったことのない者に後順位に係る遺族年金を支給する。

(ニ) 軍人軍属又は軍人軍属であった者が昭和二十年九月二日以後引き続き海外（戦地であった地域）にあって、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡した場合に、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。

戦傷病者特別援護法

(イ) 昭和十六年十二月八日以後の本邦等において勤務に関連して傷病にかかり、これにより現に不具癈疾の状態（第五款症以上）にある軍人軍属又は準軍属であった者等に療養の給付等を行なう。

(ロ) 長期入院患者に支給する療養手当の月額を四千八百円（現行四千二百円）にひきあげる。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法について

（支給対象）

(イ) 昭和四十五年援護法の改正による満州開拓青少年義勇隊員についての公務傷病の範囲の拡大（昭和二十八年九月前の公務傷病）により遺族給与金を支給され、当該者の死亡が昭和三十八年三月三十一日前であること。

(ロ) 軍人軍属が事変地もしくは戦地にて在職中死亡又は勤務関連して死亡し、その死亡が遺族年金の支給事由に該当しない場合について、昭和四十五年改正法により遺族年金を支給されたもの。

(ハ)(イ)および(ロ)に該当し、昭和四十六年十月一日現在生存している者。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給について

満州開拓青年義勇隊員についての公務傷病の範囲の拡大等により、遺族年金又は遺族給与金の受給権を有するに至った戦没者の父母等に支給する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給について

(イ) 戦傷病者の条件

傷病発生が昭十二年七月七日以後で昭三十八年四月一日現在の不具癈疾の程度が第五款症（旧第四款症）により傷病恩給等を受給していた者。

(ロ) 妻の条件

昭和三十八年四月一日における妻であり、昭和四十六年十月一日現在生存しており昭和四十六年十月一日前まで特別給付金失格事由（国籍喪失、離婚等）に該当していない者。

(ハ)(イ)(ロ)の条件に該当する者には五万円の国債を支給する。

入営（復員）途上等死亡者の遺族に対する特別支出金

昭和十二年七月七日以後軍人又は準軍人としての勤務につくため運滞なく入営等する者が、その入営等の途上において、又は終戦当時において復員等により帰郷する軍人、準軍人であった者が、その帰郷の途上において、自己の責に帰することができない事由により死亡した場合には、死亡者の遺族に特別支給する。

※ 詳細については、市役所内福祉事務所でおたずねください。

恩給法改正のお知らせ

旧軍人軍属にかかる一時恩給および一時扶助料の支給

① 下士官以上の旧軍人としての在職年（加算年を含む）が一年以上で、旧軍人または旧軍属（判任官以上）として引き続く在職年が三年以上七年未満である者

② 旧軍属として、または旧軍属か、旧軍人に転じた者の、引き続く実在職年が三年以上七年未満である者

③ ①および②に該当する者の遺族

旧軍人等の戦地外戦務加算年および各種戦務加算年の算入

航空基地戦務加算・戦地外戦務加算・航空加算・潜水艦加算・戦車加算・不健康業務加算・遠洋航海加算・艦隊勤務加算

戦犯拘禁期間の通算制限の撤廃

戦犯者として、拘禁されていた期間は、普通恩給最短年限に達するまでを限度として算入する等、制限がなされていたが、今回この制限が撤廃され全面的に算入される。

戦務関連り傷者に対する特例傷病恩給の支給

旧軍人または旧準軍人が昭和十六年十二月八日以後本邦・朝鮮・台湾および満州等の地域における在職期間内において、その戦務に関連して負傷、または疾病にかかった場合、その不具癈疾または傷病の程度に応じて支給する。

以上が改正点のあらましですが、手続き等について不明な点がありましたら市役内福祉事務所にお問い合せください。

タバコは市内で

1本に付69.3銭市に入ります

小児マヒ生ワクチン投与

小児マヒ生ワクチンの投与を次の日程で行ないますので二回飲んでいない人は最寄りの会場で投与を受けてください。

小児マヒ生ワクチンは三型混合ですが、一回の投与では一番強い菌のみの免疫ができますので、一回し二回の間隔は関係なく必ず二回投与を受けてください。

また、ビールス菌ですので、風邪等のビールスと一緒になると免疫の効果が期待できません。

健康な人でも体温を必ず測定して問診票を記入し投与を受けてください。

▼該当者 昭和四十六年八月三十一日以前に生まれた人

▼時間 いずれの会場も午後二時から三時までです。

12月13日	都青年館
12月14日	中峠上青年館
12月15日	湖北台中央集会所
12月17日	湖北台中央集会所
12月18日	湖北台中央集会所
12月20日	第四小学校
12月21日	福祉センター
12月22日	福祉センター

年末・年始のゴミ収集

十二月三十一日から明年一月四日まで年末・年始の休暇のためゴミ収集は行ないません。この間は、各家庭で保管しておいていただきたいと思います。路上等に積み上げないようにお願いいたします。

なお、明年一月五日からは平常どおりゴミ収集を行ないます。

ゴミ処理は専用袋で

台所から出る「ゴミ」をポリバケツを使用して（週二回）収集してきましたが、ポリバケツから専用袋を使用した袋詰収集に順次変えておりますので、ご協力ください。

（袋詰収集の利点）

◎ 集荷所が場所をとらないで幾分でも交通の安全が図れる

◎ 出しぱなしで済む（とりこみ、水洗いなどの手間がはぶける）

◎ 街の美化がはかれる

箱型普通ダンプで収集できるようになり汚水の流出もなくなる

◎ 埋立投棄場での「ハエ」の発生防止対策も容易となり、ゴミも散らばらない

◎ ポリバケツ等衛生的な容器は価格も張りますが、指定の「ゴミ専用袋」は一袋十二円ですので、たやすく買えます

従来のポリバケツにしても指定した容器を使用しないで、集荷場所付近の方に迷惑をかけることもあったようですが、袋詰めの場合は特にありあわせの弱い袋を除いて利用されてもけっこうです。

この場合は、なるべく湿気のない乾燥している物を入れていただきたいと思います。

◎ 集荷場所付近の方に使用される場合は裏面に記入されておりますので、注意書きに従っていただきたいと思います。

お互いに気を付けあって街の美化にご協力ください。

現在使用されておりますポリバケツは家庭での一括した収集器として利用していただき投棄の際には、袋詰収集にご協力くださるようお願いいたします。

なお、オルゴール収集利用（直投式週三回）地区は従前どおりです。

「ゴミ処理」等清掃業務についてのお問い合せは環境衛生課までお願いいたします。

青色申告説明会

昭和四十六年分所得税の青色申告決算説明会および年末調整説明会を次のとおり行ないますので、先に郵送済の説明書等をご持参のうえ出席ください。

なお、年末調整に必要な書類は当日会場で差し上げます。

◆日時 十二月七日午後一時から

◆場所 我孫子市役所大会議室

育児相談

十二月育児相談は次の日程で行ないますので、お受けください。

時間は、いずれも午前九時三十分から十一時三十分までと午後一時から午後三時までです。

なお、布佐地区については明年一月に行ないます。

行政相談

人権擁護相談

十二月の行政相談および人権擁護相談は次のとおり行ないますのでご利用ください。

▼日時 十二月二十四日午前十時から午後三時まで

▼場所 我孫子中央公民館

月日	場所	該当する乳児
12月6日	湖北台中央集会所	昭和46年6月生れ
12月7日	湖北台中央集会所	昭和46年9月生れ
12月8日	福祉センター	昭和46年6月生れ
12月9日	福祉センター	昭和46年9月生れ
12月10日	中峠上青年館	昭和46年6月，9月生れ

市の財政はこのようになっている

45年度の歳入総額は十八億一千七百万円

前年度に比し二十六%の増

昭和四十五度の決算状況と昭和四十六年度上半期予算の執行状況について公表いたします。

市長就任以来市民の皆さまのご理解とご協力により各種事業が計画どおり実施されておりますことを深く感謝いたします。

当市においては近郊都市として人口増加に伴い財政需要も著しく増加しております。昨年度は学校建設・道路整備等の各種事業を執行いたしました。本年度もごみ焼却場、住宅建設等の事業が実施されます。環境の整備された住みよい街づくりのために邁進してまいりたいと思いますので、市民の皆さまのより一層のご協力をお願いいたします。

昭和45年度決算の状況

(一般会計)

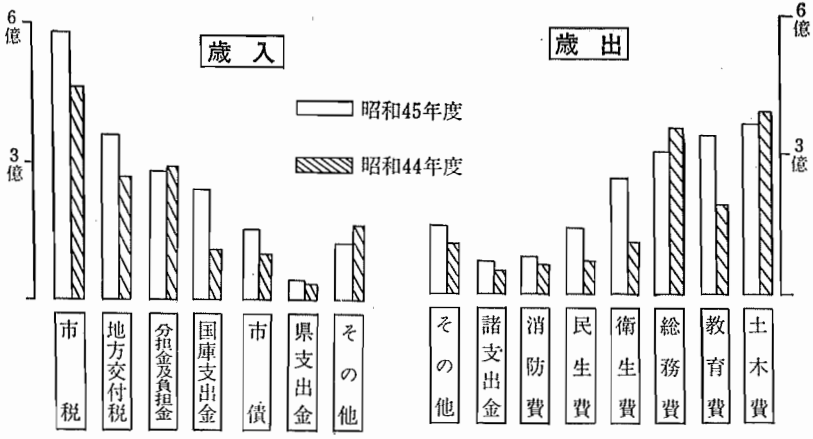

一般会計の決算

歳入につきましては、総額十八億一千七百四十六万五千円で昭和四十四年度に比べ二十六・二パーセントの増加となっております。

市税の徴収率は、前年度とほぼ同じ九十二・一パーセントとなっておりますが、さらに市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

構成割合は、市税の三十三パーセントをトップに、地方交付税二十パーセント、負担金十六パーセントとなっております。

歳出につきましては、総額十七億一千六百二十二万三千円の決算となり、土木費三億六千七百六十万円で全体の二十一パーセントを占め、次に教育費三億二千七百万円、十九パーセント、総務費三億二千二百万円で十八・八パーセントと続いております。

予算の執行状況

昭和四十六年度予算の執行状況は予算総額二十七億三千八百九十六万五千円のうち、二十一パーセントの五億八千十六万七千円を消化しております。

今後の事業の進捗状況に伴うその予算の消化が見込まれております。

(特別会計)

(単位千円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
国民健康保険事業	169,537	168,123	1,414
公共下水道事業	86,737	81,234	5,503
天王台土地区画整理事業	81,956	78,210	3,746
柴崎土地区画整理事業	18,682	18,660	22
我孫子駅南口土地区画整理事業	7,895	7,729	166
〃 北口 〃	799	330	469
新木駅南側 〃	1,300	1,195	105
中峠 〃	66	0	66
特別財産運営事業	4,810	1,500	3,310

主な建設事業 —45年度—

(単位千円)

事業名	事業費
青年館建設2館	7,870
寿保育園建設	24,360
し尿処理施設整備 2年継続 1年目	66,467
道路新設改良	121,223
都市計画街路	69,056
都市下水道	24,866
第一小学校防音校舎建設	136,080
第四小学校体育館建設	29,200
布佐中学校プール建設	13,807

市債の目的別 借入先別状況

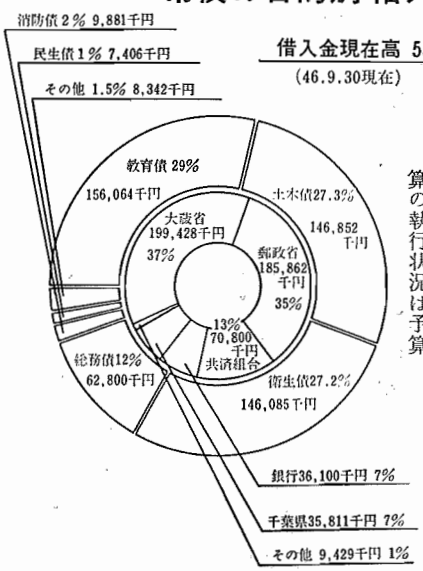

市有財産

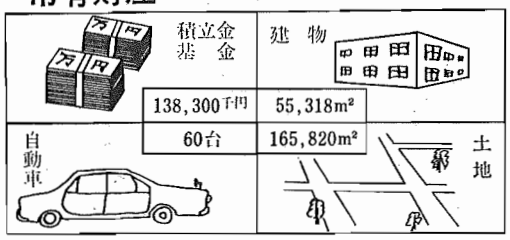

昭和46年度予算の執行状況

46.9.30現在

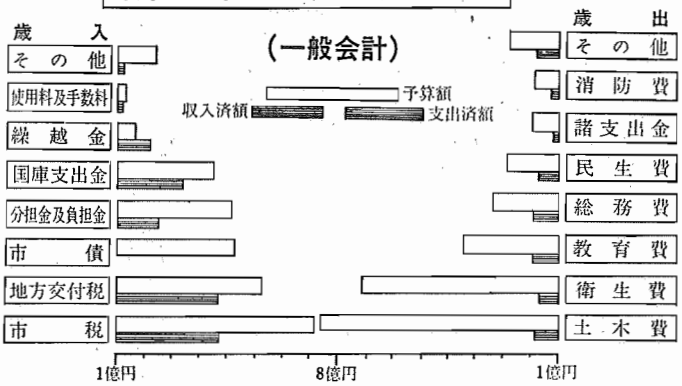

(特別会計)

(単位千円)

収入歩合	収入済額	歳入予算額	会計名	歳出予算額	支出済額	支出歩合
37%	85,377	229,739	国民健康保険事業	229,739	70,841	31%
20	16,100	81,935	公共下水道事業	81,935	8,719	11
42	112,120	266,528	土地区画整理事業	266,528	30,561	12
69	3,312	4,838	特別財産運営事業	4,838	0	—